

専門家派遣業務に係る専門家登録取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、ちばの次世代農業経営体確保・育成事業専属スタッフ・専門家取扱規程（以下、「取扱規程」という）第5の規定に基づき、専門家の選考及び登録に関して必要な事項を規定する。

(専門家の要件)

第2条 専門家は、農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱別記1の第3の4の(2)の(2)の(2)に基づき、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ(4)及び(5)を満たしていると認められた者とする。

- (1) 弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、弁理士、不動産鑑定士、ファイナンシャル・プランニング技能士等
- (2) 経営コンサルタント（経営学修士を取得した者に限る。）、農業経営アドバイザー、デザイナー、社員教育接遇マナー講師等
- (3) 大学教授、指導農業士、農業法人経営者、先進的な農業経営に取り組む認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）等
- (4) 以下のいずれかに該当すること
 - ア 各種の専門的かつ実践的な知識、技術、技能等（以下、「技能等」という。）を活用した実務に10年間以上従事した経験を有する者
 - イ 技能等に関する公的資格を有し、かつ技能等を活用した実務に5年以上従事した経験を有する者
 - ウ 技能等に関する指導、教育、研究等に5年以上従事した経験を有する者
 - エ 上記アからウまでに掲げる者と同等以上の技能等及び経験を有すると認められる者
- (5) 自らの専門的分野において農業経営者などへの支援実績があること。

(専門家の募集・登録)

第3条 千葉県（以下「県」という）は、前条の要件を満たした専門家を、必要に応じて募集する。

2 県は、募集によって登録申請者から提出された専門家登録申請書（取扱規程別紙様式1）等の書類により、第2条の規定に基づく要件を満たす者を登録するものとし、必要に応じて面接を行い、その適性を判断することができるものとする。

なお、申請書類は、原則として登録申請者に持参させるものとする。

(専門家登録の通知)

第4条 前条第2項の規定により専門家を登録した場合、県は登録申請者に登録の旨の通知を行う。

(専門家登録名簿の記載)

第5条 第3条第2項の規定により専門家登録を受けた者は、専門家登録名簿に記載される。

2 専門家登録名簿は、必要に応じてホームページ等で公開をする。ただし、名簿の公開を希望しない旨を申請書に記載した者については、掲載しない。

(登録期間)

第6条 登録期間は原則として3年以内とし、3年度毎に登録更新を行うものとする。

(登録内容の変更申請・登録内容の変更)

第7条 第3条第2項の規定により登録を受けた専門家は、提出した専門家登録申請書(取扱規程別紙様式1)等の記載内容に変更が生じた場合は、すみやかに書面等の提出により記載内容変更の申出を行うものとする。

2 県は、前項の規定により登録専門家から提出された書面等による申出に基づいて、専門家登録名簿の記載内容等を変更する。

(登録の更新)

第8条 専門家の登録期間の満了時においては、専門家に書面で通知し、当該登録の更新を受ける意志のある専門家は、専門家登録更新申請書(取扱規程別紙様式2)を県に提出するものとする。なお、県が定める期日までに提出をしない専門家については、その登録の更新を行わないものとする。

(登録辞退の申出)

第9条 登録専門家は、登録辞退を希望する場合、書面等の提出により登録辞退の申出を行うものとする。

2 前項の申出があった場合、県は当該専門家の登録を削除し、専門家登録名簿の記載を削除する。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、令和4年5月16日から施行する。

附 則(令和5年5月1日付け担い手第434号)

この基準は、令和5年度から施行するものとする。

附 則(令和6年5月22日付け担い手第337号)

この基準は、令和6年度から施行するものとする。